

募 集 要 綱

委託業務名：カフーナ旭橋A街区施設建築物総合管理業務

平成29年4月26日

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業
施行者 旭橋都市再開発株式会社

平 2 9 年 4 月 2 6 日

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業

施行者 旭橋都市再開発株式会社

カフーナ旭橋 A 街区施設建築物維持管理等業務 維持管理会社募集について

1. 施設概要と募集の趣旨

カフーナ旭橋 A 街区は、壺川通り（国道 3 3 0 号線）に面した約 1. 2ha の敷地に建設中、モノレール旭橋駅とは上空通路で直結し、バスターミナルと、県立図書館、グッジョブセンター等の公共公益施設、賃貸事務所、商業施設、駐車場施設が一体となった複合施設です。

沖縄県都那覇の玄関口として、県民市民、観光客等が集う津梁のまちをコンセプトに平成 3 0 年 8 月 3 1 日竣工に向けて建設中です。

このカフーナ旭橋 A 街区の機能を最大限に活かし、訪れる全ての利用者にとって安全で快適な環境の提供と、効率的な施設維持管理の実現を目的にノウハウのある維持管理会社へ業務委託することとします。

2. 募集の内容

カフーナ旭橋 A 街区について、モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業施行者として維持管理会社候補を公募します。

1) 維持管理会社候補者の選考方法

公募型指名プロポーザル方式

2) 公募期間

平成 2 9 年 4 月 2 6 日(水曜日)～平成 2 9 年 5 月 1 2 日(金曜日)午後 5 時迄

3) 業務名

カフーナ旭橋 A 街区（共用部分）総合管理業務（以降：総合管理業務委託と表記）

※プロポーザルの結果、専用部分に付いても一体とした委託の場合があります。

4) 総合管理業務委託内訳

- ① 保安警備業務（常駐警備業務、機械警備業務）
- ② 設備管理業務（常駐設備管理、定期保守点検整備業務）
- ③ 環境衛生管理業務（ビル管理法に基づく業務）
- ④ 植栽管理業務
- ⑤ 清掃管理業務（日常清掃業務、定期清掃業務）

5) 維持管理対象施設の概要

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| ① 建物名称 | カフーナ旭橋A街区 |
| ② 所在地 | 那覇市泉崎1-20-6 |
| ③ 敷地面積 | 12,801.90㎡ |
| ④ 建築物概要 | 構造 : 地下:SRC造、S造 / 地上:S造 |
| ⑤ 延床面積 | 52,446.44㎡(駐車場含む総延床面積 65,558.33㎡) |
| ⑥ 施設内容 | 貸事務所、商業施設、公共公益施設、バスターミナル施設、駐車場 |

3. 応募者の資格

本委託について以下の要件を満たす者を応募資格者とします。

<基本事項>

- ① 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立が成されていない者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立が成されていない者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であり、那覇市及び沖縄県から指名停止を受けている期間中でないこととし、応募は単独企業または、共同企業体による応募ができることとします。
- ③ 本委託業務に応募する全ての者に対し、業務の一括請負(丸投げ)を禁止します。
- ④ 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 法人等(個人、法人又は団体)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所の代表者)、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員)である。
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

1) 単独企業による応募

沖縄県内に本社（本店）を置き、維持管理業務等の営業実績があることとします。

2) 共同企業体による応募

本委託業務を単独の企業で担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同企業体（本委託業務を共同して行う事を目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。）として参加することができます。なお、共同企業体で参加しようとする構成企業は、① イに記載の事項に留意して下さい。

① 共同企業体による応募要件は以下の通りとします。

ア 応募時に3社以内で共同企業体を結成し代表企業を定めて下さい。

共同企業体を構成する代表企業、構成企業は沖縄県内に本社（本店）を置き、維持管理業務等の営業実績があることとします。

イ 構成企業は本応募における他の共同企業体の構成企業となること、これらとは別に単独企業として応募することはできません。

ウ 共同企業体は応募時に結成に関する協定書を提出してください。

3) 資格要件（※沖縄県一般競争入札、指名競争入札参加資格を適用します）

① 単独企業による応募の場合

ア 施設責任賠償保険、又はこれに準ずる保険に加入していること

イ 警備業法施行規則第12条第1項に基づく1号登録、2号登録の認定を受けていること

ウ 沖縄県の警備業種として※別表第2（第2条関係）に該当し登録されていること

エ 沖縄県の（8号登録）建築物環境衛生総合管理業と、（7号登録）建築物ねずみ昆虫等防除業に登録されていること

オ 沖縄県の清掃業種で※別表第2（第2条関係）並びに※別表第2（第3条関係）に該当し登録されていること

② 共同企業体による応募の場合

ア 代表会社、構成会社何れも施設責任賠償保険、又はこれに準ずる保険に加入していること

イ 代表会社は、警備業法施行規則第12条第1項に基づく1号登録、2号登録の認定を受けていること

ウ 警備業務実務を担当する構成企業は警備業法施行規則第12条第1項に基づく1号登録、2号登録の認定を受け、沖縄県の警備業種として※別表第1（第2条関係）に該当して登録されていること

- エ 空気環境測定業務を担当する会社は、沖縄県の(8号登録)建築物環境衛生総合管理業または、(2号登録)建築物空気環境測定業の登録資格を有すること
- オ 飲料水貯水槽清掃消毒を担当する会社は、(8号登録)建築物環境衛生総合管理業または、(5号登録)建築物飲料水貯水槽清掃業の登録資格を有すること
- カ ねずみ昆虫防除業務を担当する会社は、沖縄県の(8号登録)建築物環境衛生総合管理業または、(7号登録)建築物ねずみ昆虫防除業の登録資格を有すること
- キ 清掃管理業務を担当する会社は、沖縄県の清掃業種で※別表第1(第2条関係)に該当し登録されていること

4) 応募企業の人的要件

この要件は、全ての応募企業に適用し、共同企業体による応募の場合は、業務を担当する構成企業に対する要件とします。

① 設備管理業務

- ア 応募企業は自らの雇用で本委託に必要な設備技術員を配置出来ることとし、カフーナ旭橋A街区の中央監視室へ24時間、365日体制で中央監視装置等の監視要員の配置と、設備の日常的な巡回点検業務等に必要な設備技術者を配置出来ることとします。
- イ 常駐設備技術者の中に第3種電気主任技術者を(1名以上)配置出来ることとします。
- ウ 常駐設備技術者の中に乙種第4類危険物取扱者を(1名以上)常駐で配置出来ることとします。

② 保安警備業務

- ア 応募企業は自らの雇用で本委託に必要な警備員を配置出来ることとし、カフーナ旭橋A街区の防災センターへ24時間、365日体制で防災監視員の配置と、日常的な巡回警備業務等に必要な警備員を配置できることとします。
※閉館後の夜間については、別途選考する機械警備システムを併用した警備体制になります。

③ 環境衛生管理業務

- ア 本建物に常駐又は、非常駐にて建築物環境衛生管理技術者(1名)を選任出来ることとします。

④ 清掃管理業務

- ア 業務を管理する者(非常駐可とする)にビルクリーニング技能士1級を配置することとします。

4. 応募調書受付

以下の書類全て期日までに当社に持参又は郵送にて提出してください。

提出期限：平成29年5月12日（金曜日）午後5時迄必着

郵送の場合は、必ず応募者が電話等で当社に応募調書到着の確認をお願いします。

当社は郵便事故等での書類の未着について責任を負いませんので注意してください。

1) 各応募共通書類

①公募型指名プロポーザル応募調書（別記第1号様式）

※当社ホームページよりダウンロードして下さい。

②定款、登記簿謄本、財務諸表（登録日に近い決算報告書）

※共同企業体による参加の場合には代表会社、構成会社それぞれ提出して下さい。

③誓約書（別紙第2号様式、別紙第3号様式）

※当社ホームページよりダウンロードして下さい。

2) 共同企業体による参加の場合は協定書の写し

3) 応募資格、要件等を満たす証明書類等の提出

① 単独応募の場合は次の書類を提出して下さい。

P43 資格要件3)①ならびに4) 人的要件を満たす証明書類等

ア 施設責任賠償保険、又はこれに準ずる保険に加入している事を証明出来る書類

イ 警備業法施行規則第12条第1項に基づく1号登録、2号登録の認定を受けていることを証明出来る書類

ウ 沖縄県の警備業種として別表第2（第2条関係）に該当して登録されていることを証明出来る書類

エ 沖縄県の(8号登録)建築物環境衛生総合管理業と、(7号登録)建築物ねずみ昆虫等防除業に登録されていることを証明出来る書類

オ 沖縄県の清掃業種で別表第2（第2条関係）並びに別表第2（第3条関係）に該当し登録されていることを証明出来る書類

カ 応募企業が自ら雇用する第3種電気主任技術者(1名以上)の免許等の写し等

キ 応募企業が自ら雇用する乙種第4類危険物取扱者(1名以上)の免許等の写し等

ク 本建物に選任しようとする建築物環境衛生管理技術者(1名)の免許の写し等

ケ 本建物を管理させるビルクリーニング技能士1級の免許の写し等

② 共同企業体による応募の場合は次の書類を提出して下さい。

P43 資格要件3)②ならびに4) 人的要件を満たす証明書類等

- ア 代表企業、構成企業何れも施設責任賠償保険、又はこれに準ずる保険に加入していることを証明出来る書類
- イ 代表企業の、警備業法施行規則第12条第1項に基づく1号登録、2号登録の認定を受けていることを証明出来る書類
- ウ 代表企業が自ら警備業務実務を担当しない場合に付いては、実務を担当する構成企業の警備業法施行規則第12条第1項に基づく1号登録、2号登録の認定を受けていることを証明出来る書類
- エ 警備を担当する企業は、沖縄県の警備業種として別表第1（第2条関係）に該当して登録されていることを証明出来る書類
- オ 空気環境測定業務を担当する会社は、沖縄県の（8号登録）建築物環境衛生総合管理業または、（2号登録）建築物空気環境測定業の登録資格を有することが証明できる書類
- カ 飲料水貯水槽清掃消毒を担当する会社は、（8号登録）建築物環境衛生総合管理業または、（5号登録）建築物飲料水貯水槽清掃業の登録資格を有することが証明できる書類
- キ ねずみ昆虫防除業務を担当する会社は、沖縄県の（8号登録）建築物環境衛生総合管理業または、（7号登録）建築物ねずみ昆虫防除業の登録資格を有することが証明できる書類
- ク 清掃管理業務を担当する会社は、沖縄県の清掃業種で※別表第1（第2条関係）に該当し登録されていることを証明出来る書類
- ケ 代表企業が自ら雇用する第3種電気主任技術者（1名以上）の免許等の写し等
- コ 業務を担当する企業が、自ら雇用する乙種第4類危険物取扱者を（1名以上）の免許等の写し等
- サ 本建物に選任しようとする建築物環境衛生管理技術者（1名）の免許の写し等
- シ 本建物を管理させるビルクリーニング技能士1級（単一等級を含む）の免許の写し等

5. 指名通知

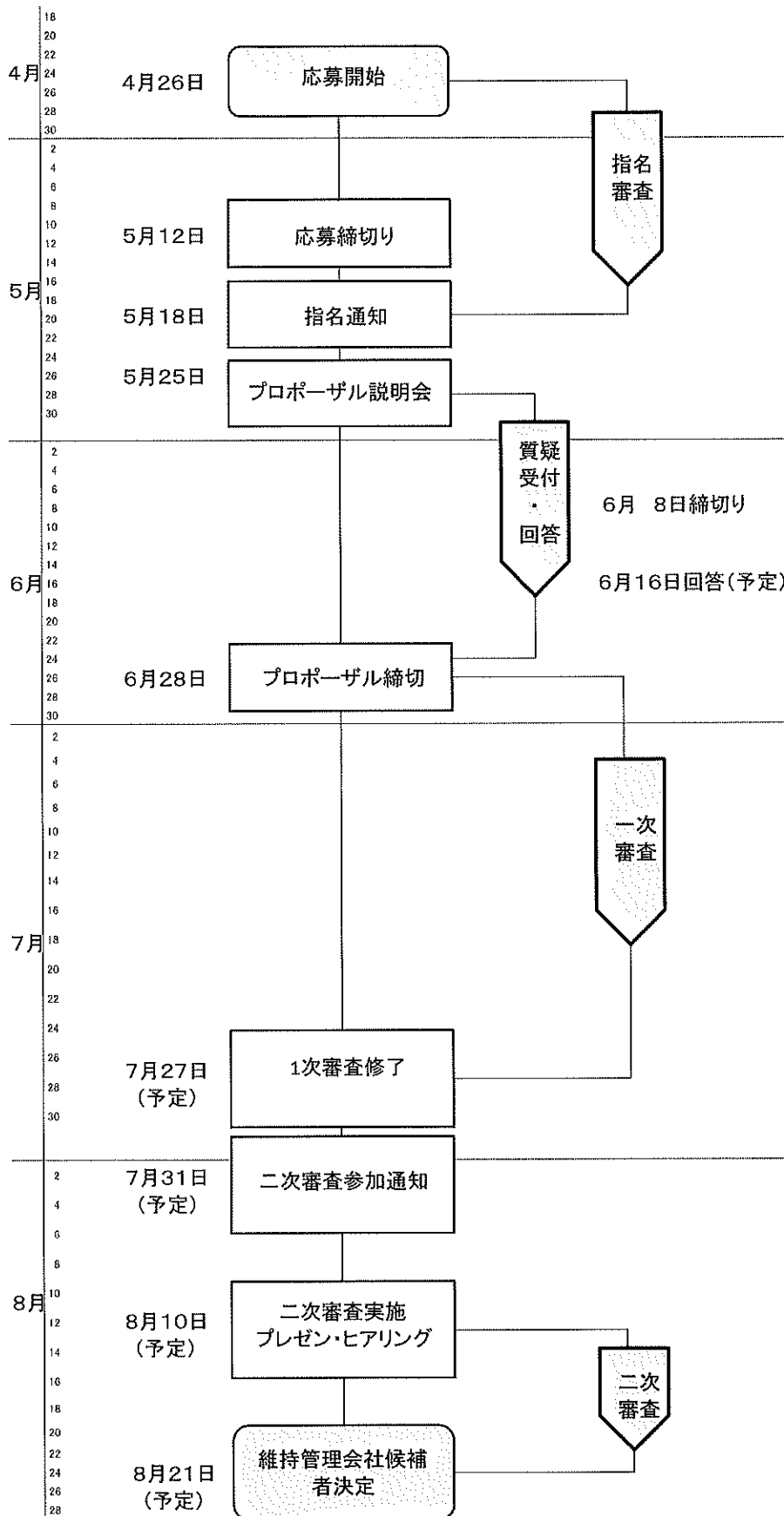
- 1) 応募者の書類等審査により、審査結果を応募者に通知致します。

通知日：平成29年5月18日（木曜日）を予定

6. 公募から維持管理会社候補者の決定までのスケジュール

図1の通りとします

(図1) 維持管理会社候補者の決定までのスケジュール



7. プロポーザル実施説明会

1) 実施方法

指名企業ならびに指名共同企業体(以降:企業等と表記)に対してプロポーザル説明資料、見積要求水準書を配布します。

2) 実施日:平成29年5月25日(木曜日)

※実施日は指名通知と合わせて通知します。

8. プロポーザルの実施内容

1) 一次審査で本委託業務に対する企画提案と、現時点に於ける総合管理業務要求水準に基づいて積算された見積金額を総合的に評価し、その得点が上位の企業等を二次審査対象とし、二次審査では直接参加者からヒアリングを行い、最も優れた企業等を維持管理会社候補者とします。

2) プロポーザル資料の提出締切り:平成29年6月28日(水曜日)午後5時

3) 二次審査(ヒアリング)実施:平成29年8月10日(木曜日)予定

4) 維持管理会社候補者の決定:平成29年8月21日(月曜日)予定

9. 維持管理会社候補者との契約

8.1)により決定した維持管理会社候補者と準備期間に委託内容について協議を行い、契約は協議終了後に締結します。

10. 委託業務期間

1) 契約期間は平成30年9月1日から平成33年3月31日までの(2年7ヶ月)とします。
また、維持管理会社候補者が決定した時点から建物供用開始までの期間は委託業務開始準備期間とし、本委託業務に関する調整、協議、法定届出などを行っていただきます。なお、その費用は維持管理会社候補者の負担とします。

11. 募集ならびに維持管理会社候補者決定後における注意事項

1) 応募者、指名通知のあった企業等は、本委託の関係者(区分所有者など)との接触を行うことを厳重禁止とします。

また、これら事実が発覚した場合には、応募資格、要件が満たされていても指名を行わない。また、指名通知後は指名取消とする場合があるので十分留意下さい。

2) 維持管理会社候補者は、業務開始日までに本業務の安定した遂行が可能な体制と準備を確実に整えていただきます。

3) 維持管理会社候補者決定後の準備期間において、発注者は維持管理会社候補者が本委託業務を遂行することが不可能と判断した場合には、維持管理会社候補者を取り消す場合があります。

またこの場合、建物供用開始等に関する損害が発生した場合には、その費用は維持管理会社候補者に請求します。

①発注者が維持管理会社候補者に対し本業務が不可能と判断する要素は次の通りです。

- ア 準備期間における維持管理会社候補者の重大な法律違反
- イ 準備期間における業務開始に向けた組織、体制の不足があり、発注者が業務開始までに改善が見込めないと判断した場合
- ウ 準備期間において発注者が、業務開始後の維持管理会社候補者から提供される総合管理業務の品質が著しく低いと判断した場合
- エ 維持管理会社候補者が正当な理由無く契約を締結しない場合

4) 仕様、費用の確定後に締結する委託契約の金額は、その後の経済情勢、関係法令の変更、委託業務仕様等の変更が無い限り契約期間中は変更を行わないものとします。

1 2. 委託契約主体について

- 1) 維持管理会社候補者との委託契約については、再開発事業の施行者である旭橋再都市開発株式会社が主体となりますが、最終的な業務期間開始までに正式な法定管理者を定め、その者が契約主体となります。
- 2) 旭橋都市再開発株式会社が契約主体とならない場合においても、本公募型指名プロポーザルによる選考結果は引き継がれることとなります。

以上

公募型指名プロポーザル応募調書

平成 29 年 月 日

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業

施行者 旭橋都市再開発株式会社

契約担当者 様

共同企業体応募の
場合は
代表会社

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

共同企業体応募の
場合は
構成会社

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

共同企業体応募の
場合は
構成会社

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

公募型指名プロポーザル応募調書の提出について

公募型指名プロポーザルに参加を希望しますので、下記の通り関係資料を提出いたします。

なお、応募資格の各要件を満たす者であること及び申請書類の内容について事実相違ないことを誓約いたします。

記

1. 公表年月日 平成29年4月26日
2. 委託業務名 カフーナ旭橋A街区施設建築物総合管理業務
3. 応募調書資料記載 責任者・連絡者氏名

電話番号 ()

※共同企業体応募の場合は、責任者・連絡者指名は「代表会社」の記載として下さい

4. 応募調書項目

(1) 共同企業体の参加の有無	・有	・無
その場合の企業体名称		
(2) 資格者名簿における格付け ※共同企業体応募場合は上段より代表会社、 構成会社の順で記載して下さい	代表会社	・警備() 清掃()
	構成会社	・警備() 清掃()
	構成会社	・警備() 清掃()
(3) 本店所在地 ※共同企業体応募場合は上段より代表会社、 構成会社の順で記載して下さい	代表会社	
	構成会社	
	構成会社	

応募者名(共同事業体名) (

)

(4)設備保守要員の保有状況		・第3種電気主任技術者： 名(共同企業体の場合は合計人数) ・危険物取扱者第4種： 名(共同企業体の場合は合計人数) ・建築物環境衛生管理技術者： 名(共同企業体の場合は合計人数) ・ビルクリーニング技能士1級： 名(共同企業体の場合は合計人数)
(5)専門コンサルとの共同作業の可否		
(6)本業務を実施するための業務統括常駐責任者の選任		・専任 ・兼任(兼任業務名：)
(7)同種業務の実績(共同企業体応募の場合は各社の実績)		
業務名称等	受託者名	
	業務名	
	発注機関名	
	実施場所	
	契約金額	
	期間	
	受注形態等	
業務名称等	受託者名	
	業務名	
	発注機関名	
	実施場所	
	契約金額	
	期間	
	受注形態等	
業務名称等	受託者名	
	業務名	
	発注機関名	
	実施場所	
	契約金額	
	期間	
	受注形態等	

※本応募調書記載に当たり、単独で応募される場合は、必要のない項目は斜線を引いて下さい。

「カフーナ旭橋A街区施設建築物総合管理業務」
共同企業体協定書（案）

（目的）

第1条 本共同企業体は、旭橋都市再開発(株)応募に係る平成29年9月1日から平成33年3月31日までを業務期間(以下「業務期間」という。)とする カフーナ旭橋A街区施設建築物総合管理業務(以下「業務」という。)を共同して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、カフーナ旭橋A街区施設建築物総合管理業務共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を【〒900-0000 沖縄県那覇市0000・・・0000株式会社(代表会社内)】に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、平成29年〇月〇日に成立し、業務期間の満了後3ヵ月を経過する日までの間は、解散することができない。

- 2 業務を受託することができなかつたときは、事業体は、前項の規定にかかわらず、発注者と企業体以外の第三者との間で当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成会社の住所及び名称）

第5条 企業体の構成会社は、次のとおりとする。

【所在地】〒900-0000 沖縄県
【法人名等】

【所在地】〒900-0000 沖縄県
【法人名等】

【所在地】〒900-0000 沖縄県
【法人名等】

（代表会社の名称）

第6条 企業体は、【〒900-0000 沖縄県那覇市0000・・・0000株式会社】を代表会社とする。

（代表会社の権限）

第7条 企業体の代表会社は、業務の履行に関し、事業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成会社は、業務を分担して遂行するものとする。各構成会社の業務の分担内容は、下記のとおりとし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更 があるものとする。

【企業体代表会社】 〒900-0000 沖縄県那覇市0000・・・00000株式会社

※企業体代表並びに構成会社の業務分担表記の例

- ①保安警備業務
- ②設備管理業務

【構成会社】

- ③環境衛生業務

【構成社】

- ④植栽管理業務
- ⑤清掃管理業務

2 前項に規定する分担業務の価額については、運営委員会で定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成会社全社をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

2 代表会社は、運営委員会の運用幹事を努め、業務の履行に注意を払うものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成会社は代表会社に協力し、運営委員会が承認した業務計画書により、それぞれ分業務の最善を図り、企業体が負担する債務の履行に関し、自己が分担した業務範囲において任を負ものとする。

2 各構成会社は、それぞれの分担業務について、下請業者を使用する場合には、あらかじめ自己の責で代表会社を通し、発注者の承諾を得るとともに、当該下請業者を適切に監理監督し、業務遂行に関する当該下請業者の行為について一切の責任を負うものとする。

(構成会社の必要経費の分担)

第11条 業務の履行のため必要な経費等のうち、企業体の全社で負担すべきものについては、運営委員会において費目および範囲を調整し、分担業務の価額の割合により各構成会社の分担額を決定するものとする。

(構成会社相互間の責任の分担)

第12条 構成会社がその分担業務に関し発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成会社がこれを負担するものとする。

2 構成会社が他の構成会社等に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成会社間で協議するものとする。

3 前第2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前第3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する企業体の責任を免れるものではない。

- 5 労災保険については、各構成会社がそれぞれ事業主として加入し、必要な費用を負担する。労働災害が生じた場合は、当該災害について、他の構成会社の責が認められる場合を除き、当該災害の生じた原因となった業務を担当する構成会社がその費用と負担で解決するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成会社は、原則として企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。但し、適正な自由がある場合は、発注者の承認を条件として、運営委員会で協議・決定するものとする。

(業務途中における構成会社の破産又は解散に対する処置)

第15条 構成会社のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、運営委員会の調整に基づき、残存構成会社が破産又は解散した構成会社の分担業務を引き受けるものとする。具体的引き受け範囲については残存構成会社間で協議の上定める。ただし、残存構成会社のみでは適正な履行の確保が困難なときは、運営委員会の承認と発注者の承認を得て、当該分担業務完了させるため新たな会社を企業体に加入させることができる。

- 2 前第1項の場合においては、第12条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第16条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表とすることが出来るものとする。

(分担業務の変更及び縮小)

第17条 企業体は、構成会社のうちいずれかが、業務期間中において重要な義務の不履行その他の不切な事由を生じた場合において、他の構成会社の全員社及び発注者の承認により当該構成会社の分担業務の変更、縮小をすることができるものとする。

(解散後の債務不履行責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該業務につき債務不履行があったときは、当該業務を担当した構成会社は、その責に任ずるものとする。

(秘密の保持)

第19条 構成会社は、本業務の遂行過程で知り得た発注者の秘密情報や、構成会社間で知り得た秘密情報を、第三者に開示・漏洩したり、本業務遂行目的以外に使用したりしてはならないものとする。構成会社は、構成会社の職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）に対し、本条に定める秘密保持義務を遵守させるものとする。従事者において本条規定違反があった場合の対応については、運営委員会の協議のうえ定めるものとし、当該従事者を使用する構成会社はこれに従うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

【〒900-0000 沖縄県那覇市0000・・・0000株式会社 代表取締役社長00000】外●社は、上記のとおり、カフーナ旭橋B-1、C街区施設等建築物維持管理業務共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書4通を作成し、各通に其々が記名押印の上、各自所有するとともに、旭橋都市再開発株式会社に1通を提出する。

平成 29 年〇月〇日

【所在地】 〒900-〇〇〇 沖縄県
【法人名等】
【代表者等氏名】

印

【所在地】 〒900-〇〇〇 沖縄県
【法人名等】
【代表者等氏名】

印

【所在地】 〒900-〇〇〇 沖縄県
【法人名等】
【代表者等氏名】

印

平成29年 月 日

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業

施行者 旭橋都市再開発株式会社

契約担当者 宛て

共同企業体応募の 場合は（代表企業名）	住所 商号又は名称 代表者	⑩
------------------------	---------------------	---

共同企業体応募の 場合は（構成企業名）	住所 商号又は名称 代表者	⑩
------------------------	---------------------	---

共同企業体応募の 場合は（構成企業名）	住所 商号又は名称 代表者	⑩
------------------------	---------------------	---

誓約書

本委託について以下の要件を満たすことを誓約します。

1. 平成29年4月26日付け、カフーナ旭橋A街区施設建築物総合管理業務
応募要綱に記載の、3. 応募の資格《基本事項》、1) 又は2)、3) 資格
要件、4) 応募企業の人的要件

以上

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業

施行者 旭橋都市再開発株式会社

契約担当者 宛て

(共同企業体応募の
場合は代表会社)

住 所
商号又は名称
印
代 表 者

(共同企業体応募の
場合は構成会社)

住 所
商号又は名称
印
代 表 者

(共同企業体応募の
場合は構成会社)

住 所
商号又は名称
印
代 表 者

誓 約 書 (暴力団排除に関する事項)

当社は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

- 1 法人等（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。